

松江市告示第 595 号

松江市社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業における助成措置実施要綱（平成 17 年松江市告示第 75 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 12 月 24 日

松江市長 上定 昭仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(事業の変更申請)</p> <p>第 17 条 事業を行う社会福祉法人等が当該事業の変更を行う場合には、規則第 10 条第 1 項の申請書に、当該申請書の様式に定める添付書類に代えて変更後の状況に係る<u>第 15 条各号</u>に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>交付の時期</u>)</p> <p><u>第 19 条 規則第 14 条第 1 項ただし書の規定により、この補助金は、補助事業等の完了前に概算払いにより補助金等の全額又は一部を支給することができる。</u></p> <p>(実績報告)</p> <p><u>第 20 条</u> 規則第 12 条の実績報告書は、同条の規定にかかわらず、事業完了の日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>事業実績額調書総括表</u>(様式第 11 号)</p> <p>(2) <u>事業実績額調書個票</u>(様式第 12 号、<u>様式第 13 号</u>)</p>	<p>(事業の変更申請)</p> <p>第 17 条 事業を行う社会福祉法人等が当該事業の変更を行う場合には、規則第 10 条第 1 項の申請書に、当該申請書の様式に定める添付書類に代えて変更後の状況に係る<u>第 15 条第 2 号から第 4 号まで</u>に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(実績報告)</p> <p><u>第 19 条</u> 規則第 12 条の実績報告書は、同条の規定にかかわらず、事業完了の日の属する月の翌月の末日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>(1) <u>事業実績書総括表</u>(様式第 11 号)</p>

(3) 利用者負担額収入額調書(様式第 14 号)

(4) 軽減状況調書(様式第 15 号、様式第 16 号)

様式第 7 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書(変更所要見込額調書、所要額調書)総括表

事業所名【 _____ 】

略

様式第 8 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書個表

略

事業所名【 _____ 】

略

(注)

①・② 略

③ C 欄は、軽減した利用者負担額及び食費及び居住費(滞在費)の総額を記入する。ただし、3. 短期入所生活介護については特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の適用を行った後の額とする。

④～⑥ 略

様式第 9 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書個表

略

事業所名【 _____ 】

略

様式第 10 号(第 15 条、第 17 条関係)

利用者負担収入見込額調書

事業所名【 _____ 】

略

様式第 11 号(第 20 条関係)

事業実績額調書総括表

事業所名【 _____ 】

区分	補助所要額	補助基 本額に	補助金 交付決	補助金 受入済	差引不足額 (D - B)
----	-------	------------	------------	------------	------------------

(2) 利用者負担額収入額調書(様式第 12 号)

(3) 軽減状況調書(様式第 13 号、様式第 14 号)

(補助金の請求)

第 21 条 規則第 14 条第 2 項の交付請求書

は、確定通知書を受け取った日から起算し

て 5 日を経過する日までに市長に提出する

ものとする。

様式第 7 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書(変更所要見込額調書、所要額調書)総括表

【事業所・施設名： _____ 】

略

様式第 8 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書個表

略

【事業所名： _____ 】

略

(注)

①・② 略

③ C 欄は、軽減した利用者負担額及び食費及び居住費(滞在費)の総額を記入する。

④～⑥ 略

様式第 9 号(第 15 条、第 17 条関係)

所要見込額調書個表

略

【施設名： _____ 】

略

様式第 10 号(第 15 条、第 17 条関係)

利用者負担収入見込額調書

【事業所・施設名： _____ 】

略

様式第 11 号(第 19 条関係)

事業実績書総括表

【事業所・施設名： _____ 】

区分	補助所要額	補助金 交付決	補助金 受入済	差引不足額 (C - B)	備考
----	-------	------------	------------	------------------	----

A	対する 保険者 ごとの 按分後 基本額 B	定額 C	額 D	超過額 E	不足額 F
略					

(注) 差引過不足額欄については、E欄に超過額を、F欄に不足額をそれぞれ記入すること。

様式第 12 号・様式第 13 号 別紙のとおり

様式第 14 号(第 20 条関係)

利用者負担収入額調書

略

事業所名【 _____ 】

略

(注)

①・② 略

③ 訪問介護及び夜間対応型訪問介護利用者については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付を受けた者であって、当該要綱により助成を受けている場合は、当該助成額を控除した額とする。

④ 短期入所生活介護 _____、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 _____、指定介護老人福祉施設サービス利用者のうち、特定入所者介護サービス費及び、特定入所者支援サービス費の助成を受けている場合は、当該助成の適用を行った後の額とする。

様式第 15 号(第 20 条関係)

軽減状況調書

略

事業所名【 _____ 】

略

様式第 16 号(第 20 条関係)

軽減状況調書

略

事業所名【 _____ 】

略

A	定額 B	額 C	超過額 D	不足額 E
略				

(注) 差引過不足額欄については、D欄に超過額を、E欄に不足額をそれぞれ記入すること。

様式第 12 号(第 19 条関係)

利用者負担収入額調書

略

【事業所・施設名： _____ 】

略

(注)

①・② 略

③ 訪問介護 _____利用者については、「訪問介護利用者負担額減額認定証」の交付を受けた者であって、当該要綱により助成を受けている場合は、当該助成額を控除した額とする。

④ 短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定介護老人福祉施設サービス利用者のうち、特定入所者介護サービス費及び、特定入所者支援サービス費の助成を受けている場合は、当該助成の適用を行った後の額とする。

様式第 13 号(第 19 条関係)

軽減状況調書

略

【事業所名： _____ 】

略

様式第 14 号(第 19 条関係)

軽減状況調書

略

【施設名： _____ 】

略

様式第 12 号(第 20 条関係)

事業実績額調書個表

[訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・介護予防・生活支援サービス事業(訪問型)・介護予防・生活支援サービス事業(通所型)]

事業所名【 】

1. 訪問介護の補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

2. 通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

3. 短期入所生活介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

4. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

5. 夜間対応型訪問介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

6. 地域密着型通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1 / 2		

7. 認知症対応型通所介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

8. 小規模多機能型居宅介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

9. 看護小規模多機能型居宅介護の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

10. 介護予防・生活支援サービス事業（訪問型）の補助基本額

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

11. 介護予防・生活支援サービス事業（通所型）

本来受領すべき利用者負担収入	A	1 % 相当額 B (A × 0.01)	軽減総額 C	補助対象額 D (C - B)	補助率 E	補助基本額 F (D × E)	按分後基本額 G
					1/2		

(注)

- ① A欄は、様式第14号「利用者負担収入額調書」の該当するサービスの計欄の金額を対象サービスごとに記入する。
- ② B欄は、A欄に1%を乗じた額(円未満は切り捨て)を記入する。
- ③ C欄は、軽減した利用者負担額及び食費及び居住費(滞在費)の総額を記入する。
- ④ D欄は、C欄からB欄を減じた額とする。
- ⑤ F欄は、D欄に補助率Eを乗じて得た額(円未満は切り捨て)とする。
- ⑥ G欄は、F欄の基本額に保険者ごとの被保険者軽減額により按分した額とする。

様式第 13 号(第 20 条関係)

事業実績額調書個表

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・指定介護老人福祉施設サービス]

事業所名【 】

1. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入 A	1 % 相当額 B (A×0.01)	10 % 相当額 C (A×0.1)	軽減総額 D	全額公費分 E (D-C)	1 / 2 公費分 F (D-B-E)	補助率 G	補助基本額 H (F×G+E)	按分後基本額 I
						1 / 2		

2. 指定介護老人福祉施設サービスの補助基本額

単位：円

本来受領すべき利用者負担収入 A	1 % 相当額 B (A×0.01)	10 % 相当額 C (A×0.1)	軽減総額 D	全額公費分 E (D-C)	1 / 2 公費分 F (D-B-E)	補助率 G	補助基本額 H (F×G+E)	按分後基本額 I
						1 / 2		

(注)

- ① A欄は、様式第 14 号「利用者負担収入額調書」の計欄の金額を記入する。
- ② B欄は、A欄に 1% を乗じた額(円未満は切り捨て)を記入する。
- ③ C欄は、A欄に 10% を乗じた額(円未満は切り捨て)を記入する。
- ④ D欄は、軽減した利用者負担額並びに食費及び居住費の総額を記入する。ただし、特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費の適用を行った後の額とする。
- ⑤ E欄は、D欄から C欄を減じた額とし、マイナスの場合は「0」と記入する。
- ⑥ F欄は、D欄から B欄及び E欄を減じた額とする。
- ⑦ H欄は、F欄に補助率 G を乗じて得た額に、E欄を加えた額(円未満は切り捨て)とする。
- ⑧ I欄は、H欄の額に保険者ごとの軽減額により按分した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年12月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、使用することができる。